

特集

会社法務の相談録

<後編>合併・債権回収の実務

司法書士

富田 敏雄・藤井 孝治・藤澤 繁男

藤延 純・牧田 亮

はじめに

法律は、たびたび改正されます。自分の過去の経験で判断するより、むしろ現在の法律・手続で判断する方が有益な場合もあります。今号で解説する、合併・事業譲渡・会社分割や債権回収もこの例に漏れません。

合併等は、現在の会社法になってから旧商法に比べ手続きが簡便になり、債権回収も少額訴訟が新設されるなど司法がより身近になってきています。それにより、制度利用者も増え、会社法務に関する相談も増えてきました。

そこで今号では、法務相談で多い、会社を経営する際に想定される事業引継ぎに関する疑問点や、債権回収に関する方策等について一例を取り上げ、会話形式でわかりやすく解説していききたいと思います。

1 会社法務の相談録

<前編のあらすじ>

事業承継を進めている中で、父である会長が怪我で入院。急激な気力の衰えにより、会話も出来なくなり、医師に認知症と診断されたため、司法書士に相談し、様々なアドバイスを受けながら、成年後見制度を利用して、無事に事業承継を進めることが出来ました。

それから数週間後の、司法書士(司)と社長(社)の会話です。

(1) 合併・事業譲渡・会社分割

この章では、事業引継ぎの手段である合併・事業譲渡・会社分割、合併等手続の実務について、解説していきます。

《会社会議室にて》

司：「会長のお具合はどうですか？」

社：「落ち着いていますよ。後見人の先生も熱心ですし、お蔭様で遊休土地の売却も済みましたので、今年の定時総会後に会長の株式を会社で買い取ろうと考えています。」

司：「そうですね、御社の自己株とすることについては以前ご説明させていただいたとおりですので、公認会計士・税理士の先生にご相談ください。」

社：「今日は、うちの関連会社のB株式会社(以下、B社という。)のことで相談にのってもらいたいのです。」

司：「B社というと、御社工場の製造機器をメンテナンスしているメーカーですね。確か御社が60%出資しているのですよね。」

社：「そうです、うちが60%、B社代表取締役社長の甲が40%出資しています。先日甲から最近業績が芳しくないの、うちでB社の事業と従業員の面倒を見てくれないかと言われまして…。どんな方法があるでしょうか？」

司：「そうですね。B社を完全子会社にするのであれば、甲氏の株式を譲り受ければいいでしょうね。B社の事業を御社で引き継ぐのであれば、合併、事業譲渡、会社分割の方法が考えられますね。」

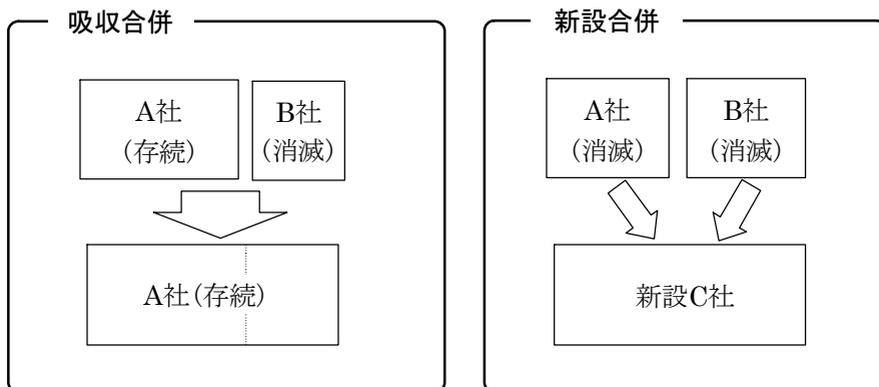
社：「B社の事業を引き継ぎたいと考えています。合併、事業譲渡、会社分割とはどのようなものですか？」

会社法務の相談録

司：「では、順番にご説明します。まず合併には、吸収合併と新設合併があります。こちらをご覧ください。」

区分	説明	法律
合併	吸収合併 会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの	会社法 2条27号
	新設合併 二以上の会社ができる合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの	会社法 2条28号

合併のイメージ



司：「合併の場合は、債権・債務・資産・従業員の一切合切を承継します。不動産を所有していれば不動産も引き継ぐことになるので合併後に所有権移転登記が必要となります。また、簿外債務も引き継ぐことになります。例えば、御社がB社を吸収する合併をする場合、簿外であってもB社の保証債務は御社が引き継ぐことになります。」

また、債権者保護手続きが必要です。

社：「なるほど。では事業譲渡というのは？」